(2)　(1)の者が納付した環境性能割の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととした。

(六)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした。（附則第三〇条関係）

(1)　令和五年度から令和七年度までの間に初回車両番号指定を受けた一定の三輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度分の税率の概ね一〇〇分の七五を軽減する特例措置及び概ね一〇〇分の五〇を軽減する特例措置を講ずることとした。

(2)　令和五年度及び令和六年度に初回車両番号指定を受けた一定の三輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度分の税率の概ね一〇〇分の二五を軽減する特例措置を講ずることとした。

(七)　減税対象車に係る種別割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときに、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用する等の特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（附則第三〇条の二関係）

(1)　当該認定等の申請をした者等の不正行為に起因し種別割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき種別割の額は、当該不足額に一〇〇分の三五（改正前一〇〇分の一〇）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとした。

(2)　(1)の者が納付した種別割の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととした。

(八)　環境性能割の税率について、令和七年四月一日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした。（第四五一条関係）

8　事業所税

(一)　博覧会の会場内において設置される博覧会への参加者が博覧会に関して行う一定の事業の用に供する施設において行う事業について、令和九年三月三一日まで、非課税とする措置を講ずることとした。（附則第三二条の四関係）

(二)　特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人にあっては令和六年六月三〇日まで、個人にあっては令和五年分まで延長することとした。（附則第三三条関係）

(三)　一定の政府の補助を受けた者が設置する児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものにおいて行う事業に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第三三条関係）

9　その他

(一)　徴収の猶予の申請に関する調査の相手方に対し、帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求め、又は当該物件を留め置くことができることとするとともに、猶予等の不許可事由について所要の整備を行うこととした。（第一五条の二関係）

(二)　滞納処分に関する罪の適用対象に、滞納処分の執行を免れる目的で、その現状を改変して、その財産の価額を減損し、又はその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした場合を加えることとした。（第六九条、第七一条の二〇、第七一条の四一、第七一条の六一、第七二条の六九、第七三条の三七、第七四条の二八、第九五条、第一四四条の五二、第一七六条、第一七七条の二二、第二〇一条、第二八六条、第三三二条、第三七四条、第四六三条の八、第四六三条の二八、第四八五条の四、第五四二条、第六一四条、第六九六条、第七〇〇条の六七、第七〇一条の一九、第七〇一条の六六、第七二九条及び第七三三条の二五関係）

(三)　滞納処分に関する検査拒否等の罪の適用対象に、国税徴収法の規定の例により行う徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した場合を加えることとした。（第七〇条、第七一条の二一、第七一条の四二、第七一条の六二、第七二条の七〇、第七三条の三八、第七四条の二九、第九六条、第一四四条の五三、第一七七条、第一七七条の二三、第二〇二条、第二八七条、第三三三条、第三七五条、第四六三条の九、第四六三条の二九、第四八五条の五、第五四三条、第六一五条、第六九七条、第七〇〇条の六八、第七〇一条の二〇、第七〇一条の六七、第七三〇条及び第七三三条の二六関係）

(四)　不申告加算金及び重加算金について、次の措置を講ずることとした。（第七一条の一四、第七一条の一五、第七一条の三五、第七一条の五五、第七一条の五六、第七二条の四六、第七二条の四七、第七四条の二三、第七四条の二四、第九〇条、第九一条、第一四四条の四七、第一四四条の四八、第一七一条、第一七二条、第二七九条、第三一八条の一二、第三一八条の一三、第四六三条の三、第四八三条、第四八四条、第五三六条、第五三七条、第六〇九条、第六一〇条、第六八八条、第六八九条、第七〇一条の一二、第七〇一条の一三、第七〇一条の六一、第七〇一条の六二、第七二一条、第七二二条、第七三三条の一八及び第七三三条の一九関係）

(1)　不申告加算金の割合（改正前一〇〇分の一五）について、納入し、又は納付すべき税額が三〇〇万円を超える部分に対する割合を一〇〇分の三〇に引き上げる等所要の措置を講ずることとした。

(2)　一定の不申告加算金又は重加算金を課される場合において、その期限後申告等に係る地方税の納税義務等が成立した日の属する年の前年及び前々年に当該地方税の納税義務等が成立していること等一定の要件を満たす地方税について、一定の不申告加算金若しくは重加算金を課されたことがあり、又は当該不申告加算金若しくは重加算金に係る決定をすべきと認めるときは、不申告加算金又は重加算金の割合に、それぞれ一〇〇分の一〇を加算することとした。

(五)　市町村長が相続税法第五八条第二項の規定により税務署長に対して行う通知について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。（第七四七条の五関係）

(六)　地方税関係手続用電子情報処理組織の定義について、行政機関の長の範囲に総務大臣を加えることとする等の措置を講ずることとした。（第七六二条関係）

(七)　公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方団体の掲示場に掲示し、又は公示事項をその地方団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとした。（第二〇条の二関係）

二　地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の一部改正関係

前記一の3の(5)(4)に伴う所要の措置を講ずることとした。（令和四年改正法附則第八条関係）

三　航空機燃料譲与税法の一部改正関係

航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置について、譲与割合を、令和五年度及び令和六年度は一三分の四、令和七年度及び令和八年度は一五分の四、令和九年度は九分の二とする等所要の措置を講ずることとした。（附則第二項～第五項関係）

四　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二八年法律第一三号）附則第三一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正関係

1　滞納処分に関する罪の適用対象に、滞納処分の執行を免れる目的で、その現状を改変して、その財産の価額を減損し、又はその滞納